



BUPPAN Webinar

2019/12

第二部

【解説】

PSE対象商品の仕入れかた

BUPPAN コンサルタント

加藤真平

BUPPAN Webinar 2019年 12月

第1部 【解説】 PSE対象商品の仕入れかた

目次

- ・ PSE対象商品とは
- ・ PSE対象商品を選ぶメリット/デメリット
- ・ PSE認証試験を委託するさいのチェックポイント
- ・ PSE認証試験の費用感と時間（海外ベース）
- ・ 工場側がPSE資料を持っていた場合

PSE対象商品とは

PSE（電気用品安全法）の概要

電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。（法第一条引用）

対象品目は450品以上にも及ぶ。



特定電気用品（菱形PSE）

構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品（116品目

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/specified_electrical.html)

例：ACコンセント、ACアダプター、延長コード、ACマルチタップ、電気マッサージ器、変圧器、発電機など



特定電気用品以外の電気用品（丸型PSE）

菱形PSE対象の電気用品以外の家電製品全般のこと。

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/non_specified_electrical.html

最近で言うと、2019年2月1日より新たにモバイルバッテリーが対象となっています。

PSEの対象かどうか不明な場合

関東経済産業局窓口：048-600-0409

PSEインフォメーションセンター：info@pse-
info.com、(03)3255-8082

PSEの認証システムについて

PSEに関連する認証は、認証番号が製品型番に付与され、誰もが確認できるような仕組みではない。対象商品を製造、輸入及び販売する業者が、自社の情報と製造工場の情報、さらには製品の型式区分（型番情報ではない）を記載し、経産相へ届出を行うかたちをとる。この届出を行い、実際に販売するということは電安法により保管義務を定められた全ての資料は漏れなく保管されていることを前提とされている。

保管義務がある資料

丸型PSE対象の商品：テストレポート、自主検査票

菱形PSE対象の商品：適合性同等証明書（副本）、テストレポート、自主検査票

どうやって違反が発覚するの？

- 市場買い上げによる調査（経産相、消費者団体）
- 立ち入り調査（NITE）

PSE対象商品を選ぶ メリット/デメリット

デメリット

- ・ PSEにかかる認証費用
- ・ 重大事故リスク
- ・ PSE不履行による罰金、販売停止、リコール

メリット

- ・ 以上の市場参入障壁による競争率低下
- ・ 安全性へのアピール

PSE認証試験を委託するさいの チェックポイント

チェックポイント

- 工場はPSEの取得経験があるかどうか。無い場合は、1、2回のサンプル試験でクリアできないことがほとんどのため、数ヶ月、長いと半年くらいかかるケースもあり。
- 菱形PSEの場合は、認証発行機関がNCB（国家認証機関）であり、試験所がCBTL（認証機関指定試験所）であるかどうか。
- 丸型PSEの場合は、試験所がCBTLであるかどうか。

<https://www.iecee.org/members/overview/>

- 海外のNCBやCBTLに直接問い合わせても取り合ってもらえない。
- 海外のよくわからない認証取得/試験代行会社を通さないこと。偽物の資料を用意する危険性あり。
- 日本のNCBやCBTLを通して試験などを行う場合、試験段階における技術面での確認を海外工場と取る必要があるため、原則は日本の代行会社を通す形となる。費用は海外で行う1.5倍～2倍。時間も海外で行う場合に比べて長く要する。

PSE認証試験の費用感と時間 (海外ベース)

例1) モバイルバッテリー（丸型PSE）

費用：2,000USドル～2,500USドル

所要期間：1ヶ月

例2) ACアダプター（菱形PSE）

- ・費用：7,000ドル～8,000ドル
- ・所要期間：2-3ヶ月

例3) 生活家電機器（丸型PSE）

- ・費用：4,000ドル
- ・所要期間：1-2ヶ月

工場側がPSE資料を持っていた場合

丸型PSE対象の場合

- PSEのテストレポートに記載されている申込者名が、取引先の工場であるかどうか
- レポートに記載されている型番や製品規格が、仕入れ予定のそれと同じかどうか。

- OEM商品の型番や印字銘板の内容がレポートのそれと必ず同じである必要はないが、内部モジュールに変更がある場合は再度PSEの試験が必要になる。
- 有効期限に問題がないかどうか
- レポートを発行している試験所がCBTL（認証機関指定試験所）かどうか。

菱形PSE対象の場合

- PSEのテストレポートと適合性同等証明書に記載されている申込者名が取引先の工場であるかどうか
- レポートと証明書が紐づいているかどうか。受付番号によって一致を確認。
- レポートと証明書に記載されている型番や製品規格が、仕入れ予定のそれと同じかどうか。

- OEM商品の型番や印字銘板の内容がレポートのそれと必ず同じである必要はないが、内部モジュールや金型の変更がある場合は再度PSEの試験が必要になる。
- 有効期限に問題がないかどうか。有効期限が切れた場合には、元々の申請者による更新手続きと、副本の再発行を要求する必要がある。
- レポートを発行している試験所がCBTL（認証機関指定試験所）であるかどうか。

IEC規格で試験されている場合

日本の認証機関が発行しているものであればおおよそ問題ないが、海外の認証機関がIEC規格のみや、IEC規格+JPデビエーションの内容で試験されたレポートには要注意。IEC規格のみの場合は、JPデビエーション部分の追加試験をしてレポートの再発行が必要。IEC規格+JPデビエーションの場合は、PSEの別表12と照らし合わせて、規格が最新で誤りがないかを確認。